

差分計量方式における電気配線工事のお願いについて

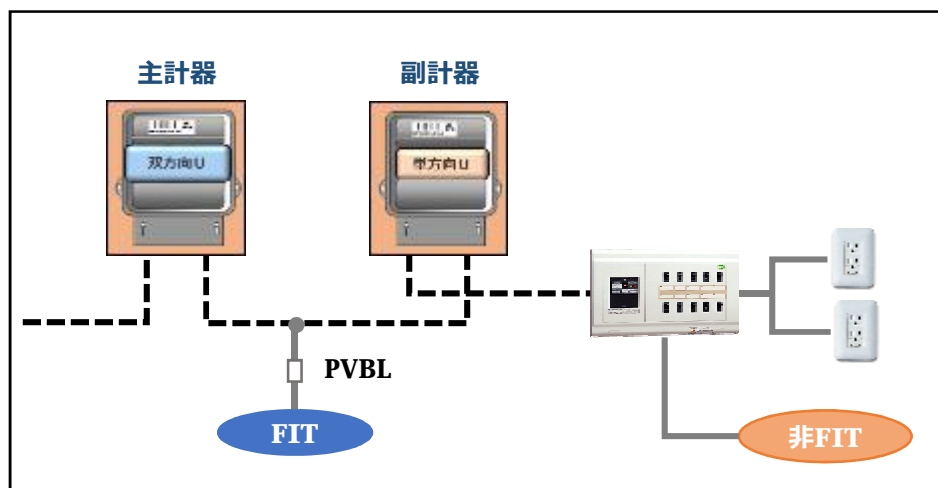
FIT発電設備と非FIT発電設備（10kW未満余剰配線）が併設されている場合、「差分計量方式」の適用により電力量を区分することで逆潮流が可能となります。差分計量方式のご利用にあたっては、各計量装置と機器の位置関係を十分ご理解いただいた上でご準備をお願い致します。

【差分計量】

FIT認定設備と非FIT認定設備の電気を区分する計量方法

◆FIT認定設備と非FIT認定設備が併設しており、非FIT認定設備から逆潮流させる場合

【正しい配線 イメージ図】



計量装置種別	計量内容	
主計器 (双方向)	順方向	宅内負荷
	逆方向	FIT電源 + 非FIT電源 (太陽光等) (エネファーム等)
副計器	非FIT電源 (エネファーム等)	

＜お願い事項＞

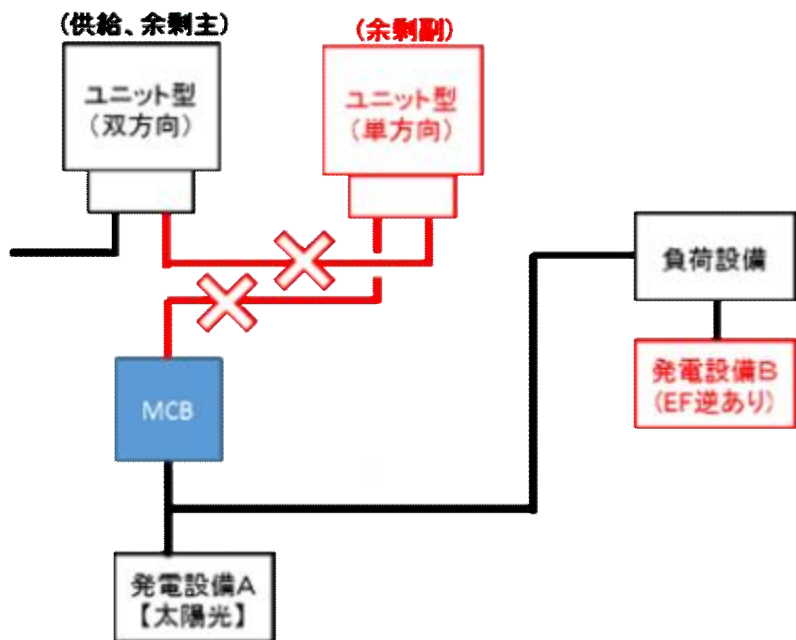
追加でエネファーム等の発電設備が備わる場合は、既設太陽光発電、設備の発電容量、屋内配線の太さ長さの情報が把握できていないとAVRの整定が正しく設定できません。

事前に現地の既設配線や発電設備を把握したうえで、正しくご申請ください。

また、施工した配線にFIT電源と非FIT電源の行先がわかるよう明示していただくようお願い致します。

不具合施工事例

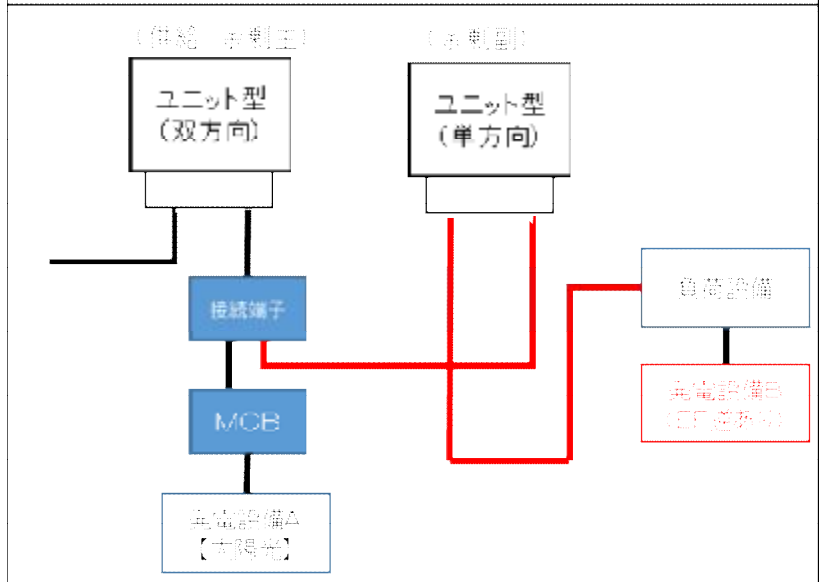
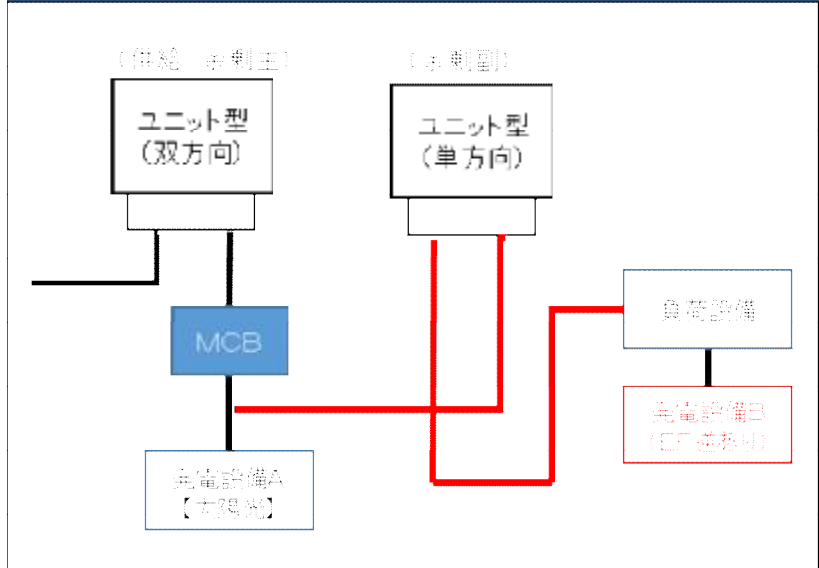
現場の状況 (余剰副側で太陽光も計量してしまう)



計器へ接続する部分の配線のみ
関西送配電で加工させていただきます。
ブレーカー等への接続は一切施工できませんので
ご理解とご協力をお願いいたします。

- ・既設双方向メーター～MCB1次側は短めでも可能。
- ・MCB2次側【太陽光】との分岐箇所～屋内分電盤側の配線で、余長を取ってください。

あるべき姿



施工事例

